

在宅勤務に係る費用の給与課税

三密を避け、不要不急の外出を控えることが求められているコロナ禍において、企業に対してもテレワークの実施率アップが求められています。

しかし、そこには様々な課題もあります。労務管理の難しさやコミュニケーションロス、情報セキュリティの不安などの他、自宅を仕事場とするための費用を会社が支給する場合のルール化も必要かもしれません。

会社がテレワークに必要と認められる在宅勤務費用等を支払った場合は、当然に会社の経費になりますが、同時に給与課税（従業員に対する給与として所得税や住民税が課税）とされる場合があります。

令和3年1月に国税庁から「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ」が公表されましたので、ポイントを抑えておきましょう。

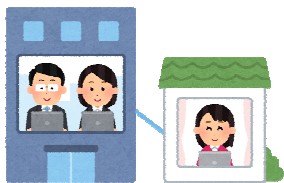
1. 「在宅勤務手当」を支給した場合

在宅勤務に通常必要な費用については

- ① 実費相当額を精算する方法で支給した場合
→給与課税されません
- ② 精算不要として支給した場合
→給与課税になります

例えば、会社が従業員に対して毎月5,000円を渡切りで支給した場合は給与として課税されます。

実費精算の場合、実費相当額を超過した部分を従業員が会社に返還しなかったとしても、その購入費用や業務に使用した部分の金額については従業員に対する給与として課税する必要はありません。その超過部分のみが従業員に対する給与として課税されることになります。



2. 事務用品等（パソコン等）を支給した場合

- ① 業務に使用しなくなったときは返却を要する場合
→給与課税されません
- ② 返却は不要とした場合
→給与課税になります

会社がその所有権を有し従業員に貸与する場合には従業員に対する給与として課税する必要はありませんが、従業員に貸与するのではなく支給する場合（事務用品等の所有権が従業員に移転する場合）には、従業員に対する現物給与として課税されることになります。

3. 通信費・電気料金の業務使用部分の計算方法

前述の「在宅勤務に通常必要な費用」には、自宅の通信費や電気料金のうち業務に使用した部分の金額も含まれますが、これら業務に使用した部分の金額はどのように計算したら良いのでしょうか。

① 通話料

通話明細書等で業務のための通話に係る料金を計算します。なお、営業担当など通話を頻繁に行う場合、②の計算でも差し支えありません。

② データ通信料や基本使用料

例えば、次の算式のように業務使用部分を合理的に計算します。

【算式例】 $A \times B / C \times 50\%$

- A 1ヶ月のデータ通信料や基本使用料
- B その月の在宅勤務日数
- C その月の日数

算式内の50%は、1日のうち睡眠時間を除いた時間において均等に料金が生じていると仮定した場合の労働時間の割合です。

③ 電気料金

【算式例】 $A \times B / C \times D / E \times 50\%$

- A 1ヶ月の電気料金
- B その月の在宅勤務日数
- C その月の日数
- D 業務に使用した部屋の㎡
- E 自宅全体の㎡

上記の算式によらず、より精緻な計算方法で算出しても差し支えありません。

4. レンタルオフィス利用料を支給した場合

自宅に在宅勤務をするスペースがない従業員に対して、自宅近くのレンタルオフィス等で在宅勤務することを会社が認めた場合などで

- ① 業務のために利用したものとして領収書等を会社に提出し、代金が精算されているもの
→給与課税されません
- ② 精算不要、又は領収書等を提出しない場合
→給与課税になります

ポイントは、「実費相当額の精算と言えるか？」というところですね。

「こんなケースは？」と疑問に思われましたら、朝日税理士法人の担当者までお問い合わせ下さい。

（文責：逗子事務所 片山晴夫）